

教員免許更新制関係

用語解説

用語	説明
新免許状	平成21年4月以降（教員免許更新制実施後）に初めて免許状を授与される者の教員免許状。有効期間が設定される。
旧免許状	平成20年度まで（教員免許更新制実施前）に授与された教員免許状。教員免許更新制実施後も有効期間は設定されない。ただし、各自の修了確認期限までに免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講し修了する必要がある。
免許状更新講習	文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習
修了確認期限	旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限。すべての旧免許状所持者に設定され（ただし、平成23年3月31日時点で満56歳以上の者は除く。）、新免許状における有効期間の満了日にあたる。
免許管理者	勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会。教員として勤務していない方は住所地の都道府県教育委員会。
更新講習修了確認	免許管理者が行う、旧免許状所持者が30時間以上の講習を修了したという確認。